成二十六年法律第十一号）を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第四十八条の十三第七項」を「第四十八条の十三第五項」に、「第四十八条の十三の二第二項」を「第四十八条の十三の二第三項」に、「第四十八条の十三第八項」を「第四十八条の十三第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項第二号中「第二十一項第二号」を「第十九項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第八項」を「第六項」に改め、同項第三号中「第二十二項第三号」を「第二十項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第八項」を「第六項」に、「第七項」を「第五項」に、「第九項各号」を「第七項各号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第八項」を「第六項」に、「第七項」を「第五項」に、「第十項各号」を「第八項各号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第八項」を「第六項」に、「第九項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第八項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項第二号中「第七項後段」を「第五項後段」に改め、同号イ中「第二十四項第一号」を「第二十二項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第二十七項」を「第二十五項」に、「第八項」を「第六項」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項中「法人税法第六十九条の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する」を「内国法人の控除対象外国法人税の額につき法人税法第六十九条若しくは第七十八条第一項若しくは第百三十三条第一項の規定の適用を受ける」に、「同法第百四十四条の二の規定により同条第一項に規定する外国法人税の額を控除する」を「外国法人の控除対象外国法人税の額につき同法第百四十四条の二若しくは第百四十四条の十一第一項若しくは第百四十七条の三第一項の規定の適用を受ける」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十九項を第十七項とし、第二十項を第十八項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第二十項」を「第十八項」に、「第十九項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「第二十項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第二十項第二号」を「第十八項第二号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「第二十項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「第二十項」を「第十八項」に、「第十九項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「第六項ただし書」を「第四項ただし書」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「第七項又は第十九項」を「第五項又は第十七項」に改め、同項を同条第二十七項とする。

第九条の七の二第五項を同条第六項とし、同条第四項中「（第一項」を「（第二項」に、「前条第十九項」を「前条第十七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第六項ただし書」を「前条第四項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第十九項から第二十七項まで」を「前条第十七項から第二十五項まで」に改め、「（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」及び「（法第五十三条第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項及び第四項において同じ。）」を削り、「前条第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項及び第二十七項」を「前条第十七項から第二十項まで、第二十二項、第二十三項及び第二十五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十三条第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による税額控除不足額相当額（法第五十三条第四十二項に規定する税額控除不足額相当額をいう。次項、第三項及び第五項において同じ。）の控除は、内国法人の控除対象外国法人税の額につき法人税法第六十九条又は第七十八条第一項若しくは第百三十三条第一項の規定の適用を受ける事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

第二十条の二第一項中「次項」の下に「及び第二十条の二の五第一項第一号」を加える。

第二十条の二の五第一項を次のように改める。

法第七十二条の十六第一項に規定する政令で定める当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入される支払利子の額は、次に掲げる支払利子の額とする。

一　当該事業年度以前の事業年度において支払われた棚卸資産等に係る支払利子の額

二　法人税法第五十三条第一項に規定する賃貸借取引に係る支払利子の額

第二十条の二の十の見出し中「支払う」の下に「こととされている」を加え、同条中「支払う」の下に「こととされている」を加え、「当該事業年度において」及び「で当該事業年度に係るもの」を削る。

第二十条の二の十一の見出し中「受ける」の下に「こととされている」を加え、同条中「受ける」の下に「こととされている」を加え、「当該事業年度において」及び「で当該事業年度に係るもの」を削る。

第二十条の二の二十三中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　法人税法第五十三条第一項に規定する賃貸借取引の目的となる資産が当該賃貸借対照表に計上されている場合の当該資産の金額

第三十五条の六第一号中「第八条第三項本文（租税特別措置法第八十六条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五項本文（消費税法第八条第六項（租税特別措置法第八十六条の二第三項において準用する場合を含む。）及び租税特別措置法第八十六条の二第三項において準用する場合を含む。）」を「第八条第六項」に改め、同条中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　租税特別措置法第八十六条の二第三項本文及び第五項本文（同条第六項において準用する場合を含む。）

第三十六条の十第二項第六号中「親子関係形成支援事業」の下に「、乳児等通園支援事業」を加える。

第四十三条の四の次に次の一条を加える。

（法第百四十四条の三第五項の国際約束）

第四十三条の四の二　法第百四十四条の三第五項に規定する国際約束のうち政令で定めるものは、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定とする。

第四十三条の八第八号、第四十三条の十第七号及び第四十三条の十二第七号中「による」を「に違反して、帳簿を備えず、若しくは」に改める。

第四十四条の二の次に次の一条を加える。

（法第百四十八条第三項の国際約束）

第四十四条の二の二　法第百四十八条第三項に規定する国際約束のうち政令で定めるものは、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定とする。

第四十六条の二の二第二項中「四十八万円」を「五十八万円」に改める。

第四十六条の三第一項中「の場合」を「に規定する場合」に、「及び次条第一項」を「、次条第一項及び第四十六条の五第一項」に改める。

第四十六条の四の見出し中「扶養親族」の下に「及び特定親族」を加え、同条第一項中「第二百九十二条第三項の場合」を「第二百九十二条第四項に規定する場合」に改め、「納税義務者の扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、同項ただし書中「の定める」を「で定める」に、「によつて」を「により」に改め、「扶養親族」の下に「又は特定親族」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条を第四十六条の五とし、第四十六条の三の次に次の一条を加える。

（二以上の納税義務者がある場合の生計を一にする配偶者の所属）

第四十六条の四　法第二百九十二条第三項に規定する場合において、同項に規定する市町村民税の納税義務者の配偶者が同項に規定する生計を一にする配偶者（以下この条において「特別控除対象配偶者」という。）又は特定親族（法第三百十四条の二第一項第十二号に規定する特定親族をいう。以下この条及び次条において同じ。）のいずれに該当するかは、法第三百十七条の二第一項の